

# I 復興まちづくり計画の概要

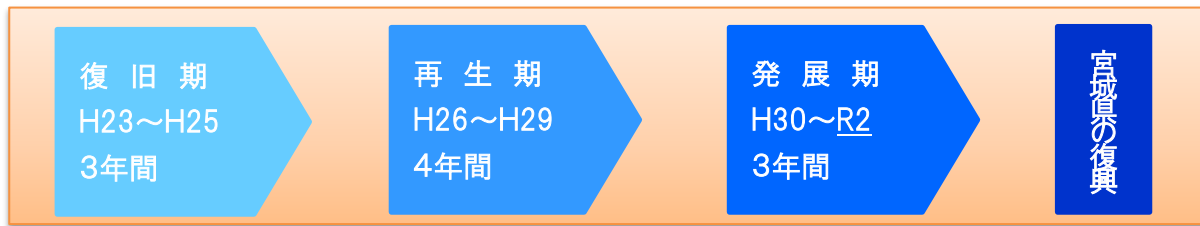
## 1 復興まちづくりの基本方針

### (1) 宮城県震災復興計画における位置づけ

#### ① 宮城県震災復興計画の概要

宮城県では、平成23年10月に復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定した。計画では、復興を達成するまでの期間をおおむね10年間とし、令和2年度を復興の目標に定め、その計画期間を「復旧期」、「再生期」、「発展期」の3期に区分した。

図 I-1-(1)-1 宮城県震災復興計画の概要



#### ■復興の基本理念

##### 基本理念1

災害に強く安心して暮らせるまちづくり

##### 基本理念2

県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興

##### 基本理念3

「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」

##### 基本理念4

現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり

##### 基本理念5

壊滅的な被害からの復興モデルの構築

#### ■復興のポイント

##### 1 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築

2 水産県みやぎの復興

3 先進的な農林業の構築

4 ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」

5 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生

6 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築

7 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成

8 災害に強い県土・国土づくりの推進

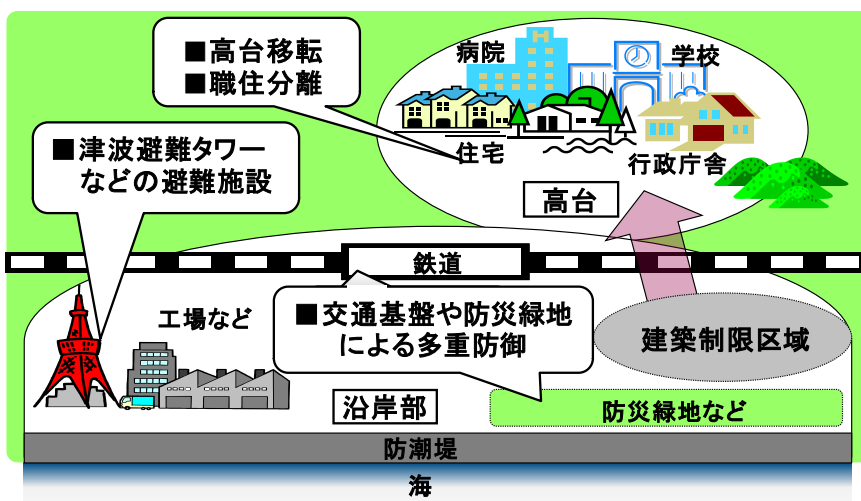
9 未来を担う人材の育成

10 復興を支える財源・制度・連携体制の構築

#### ② 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築

県震災復興計画では、復興のポイントとして「高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進する」を挙げている。

#### 【 高台移転・職住分離・多重防御のイメージ 】 県震災復興計画から



#### ■具体的な取組

- 高台移転、職住分離
- 多重防御による大津波対策
- まちづくり支援
- まちづくりプロセスの確立
- 「命の道」となる道路の整備促進

#### ■検討すべき課題

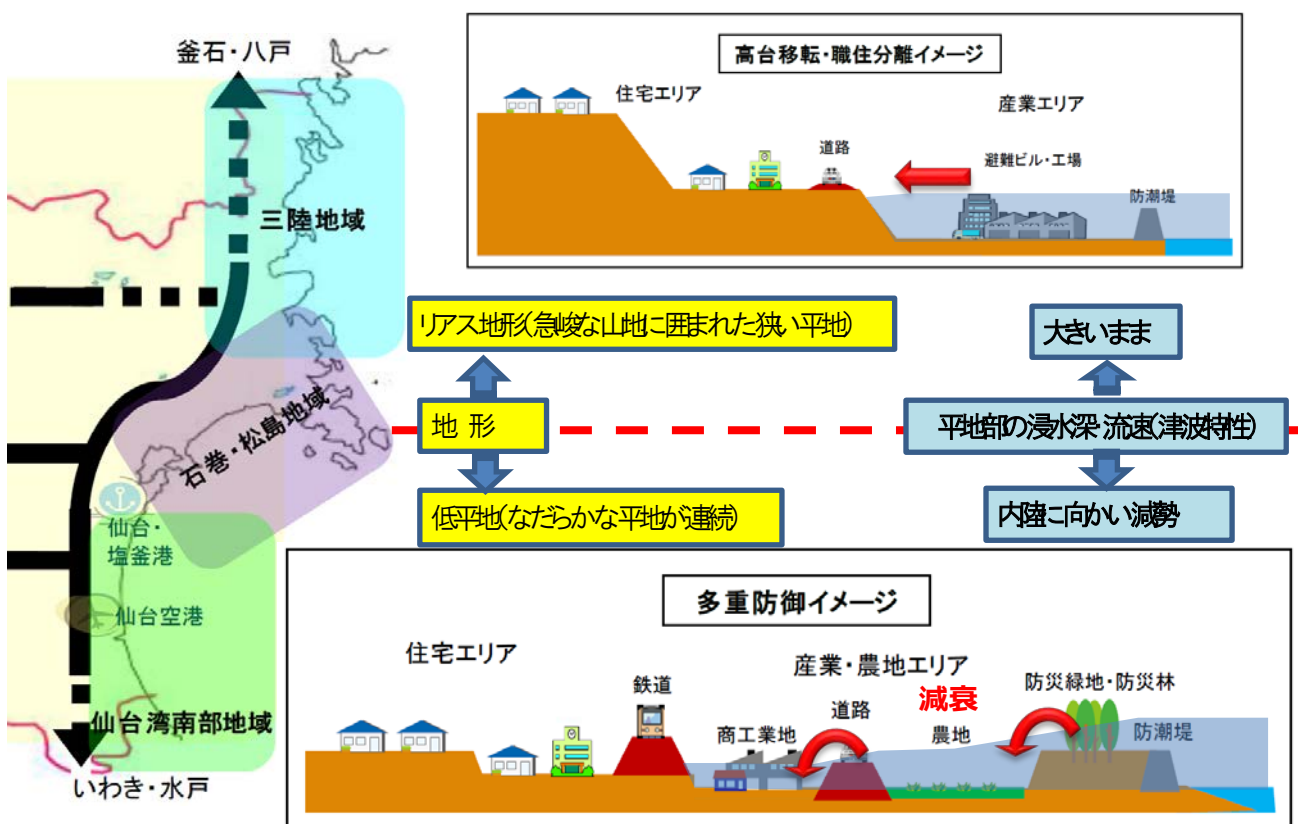
- ・まちづくりに向けた新たな制度創設や規制緩和
- ・新たな土地利用に伴う土地所有権の円滑な移転や跡地の取扱い
- ・地域住民の合意形成

(2) 災害に強いまちづくり宮城モデル構築に向けて

① 背景

- ▶ 東日本大震災の教訓を踏まえ、津波により壊滅的な被害を受けた沿岸市町の復旧・復興を進めていく上で、高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、**沿岸防災の観点から災害に強いまちづくりを進める**必要がある。
- ▶ 今後10年間における復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」の復興のポイントの一つになっており、今回の**大震災を踏まえた新しい視点でのまちづくりのあり方を提唱**する。
- ▶ 今後の防災対策として、南海トラフの巨大地震発生が懸念されている地域等、日本全国の都道府県及び市町村などの防災対策へ活用できるよう、**被災地の責務として全国に伝えていく**必要がある。

② 沿岸被災市町の復興のイメージ



《トピック1》多重防御イメージ採用の背景

震災時には、盛土構造(7~10m)の仙台東部道路によって、市街地への津波や瓦礫の流入が抑制されたことから、仙台市南部の低平地においては、高盛土構造の公共施設が有する津波低減効果に着目し、多重防御施設として位置づけることとした。

なお、仙台東部道路には、津波からの避難場所としても機能したため、現在、適宜、避難階段を設置している。



### (3) 宮城県社会資本再生・復興計画

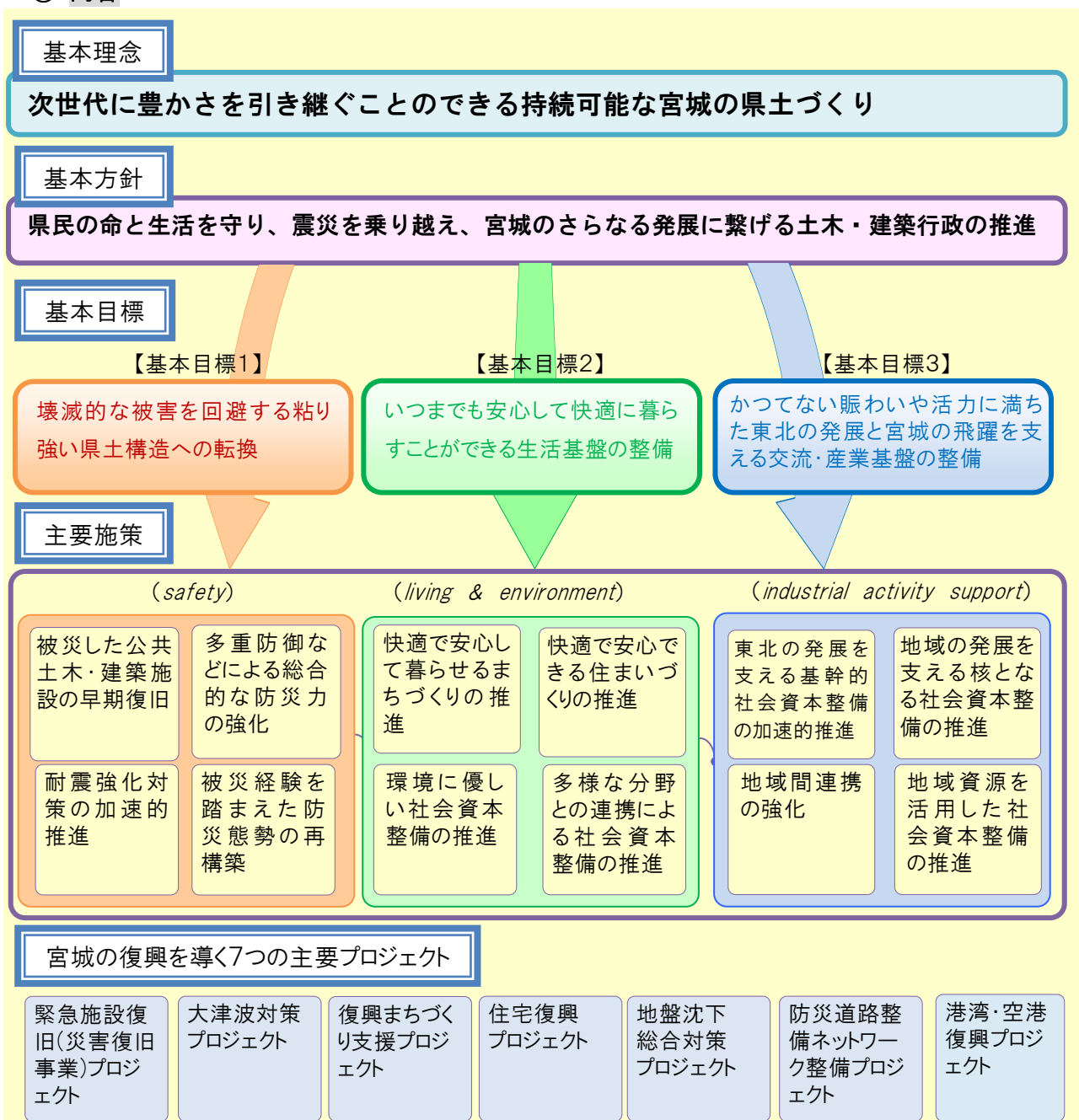
#### ① 策定趣旨

県土木部では、「宮城県震災復興計画」の策定を受け、土木・建築行政分野における部門別計画として「宮城県社会資本再生・復興計画」を策定した。本計画は、震災からの復旧・復興に向けた土木・建築行政の基本理念や基本方針を示すと共に、震災の教訓を踏まえて、これからの社会資本整備のあり方を提唱するものである。

#### ② 計画期間

上位計画である「宮城県震災復興計画」と同様に、平成23年度から令和2年度までの10年間（復旧期（3年）、再生期（4年）、発展期（3年）の3期に区分）とした。

#### ③ 内容



# I 復興まちづくり計画の概要

## ④ 検討体制

宮城県社会資本再生・復興計画の重要テーマである「沿岸被災市町グランドデザインの策定」について、土木部では以下に挙げる3つの組織を設置した上で検討を行った。

	復興まちづくり検討会	公共土木施設構造検討会	復興住宅検討会
目的	被災市町の復興まちづくり計画案の検討及び計画策定支援	被災事象を踏まえた工学的な観点からの最適構造設計案の検討	被災市町の復興まちづくり計画の策定と併せた住宅供給計画等の検討
検討内容	被害状況を踏まえた復興まちづくりの基本的な考え方を検討	① 超過外力による施設の破壊状態と構造的課題の把握 ② 設計外力の設定と超過外力を受けた場合でも壊滅的な機能不全に陥らない構造形式の検討 ③ まちづくりと連動した最適配置・最適構造形式の選定など	① 復興に向けた住宅供給計画（災害公営住宅整備等）案の検討 ② 復興住宅整備に関する事業手法、事業主体及び民間住宅供給支援策等の検討 ③ 復興住宅に求められる構造・設備等仕様の検討



### [復興まちづくり検討会構成員]

土木部次長（技術担当）、都市計画課長、建築宅地課長、空港臨空地域課長、住宅課長、道路課長、下水道課長、港湾課長  
※アドバイザー（学識経験者）

所 属	氏 名	専門分野
特定非営利活動法人都市デザインワークス顧問	大村 虔一	都市計画
日本大学工学部土木工学科教授	岸井隆幸	都市開発
東京都市大学大学院環境情報学研究科教授	宮本和明	交通計画
東北大学大学院工学研究科教授	風間基樹	防災計画
宮城大学事業構想学部事業構想学科助教	鈴木孝男	農村・漁村計画
東北大学大学院経済学研究科教授	大滝精一	経営政策
宮城大学食産業学部環境システム学科教授	加藤 徹	農業水利学

### 【復興まちづくり検討会開催状況】

震災後一ヶ月が経過した平成23年4月28日には、県が作成した南三陸町と山元町のまちづくり事例を説明した上で、復興まちづくり計画の基本的な考え方の検討を行った。



(4) 津波防御の考え方（平成 24 年度版国土交通白書から部分抜粋）

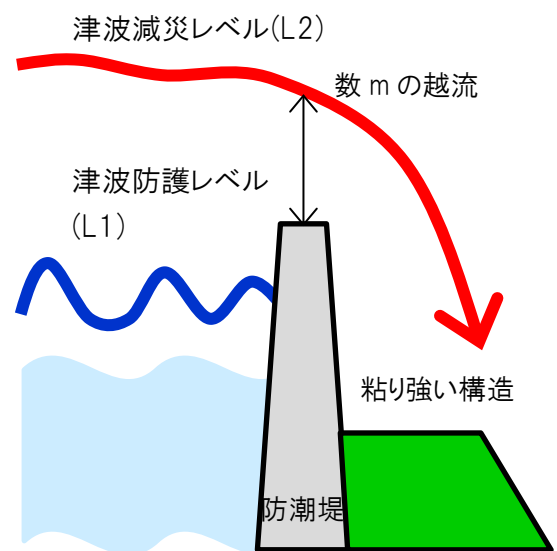
これまでの津波対策では、過去に繰り返し発生し、近い将来同様の地震が発生する可能性が高く、切迫性が高いと考えられる津波を想定してきたが、今回の大震災の津波はこの想定を大きく上回り、甚大な被害を発生させた。発生頻度が低く規模の大きい津波に対してまで背後を構造物のみで守りきることは困難であり、今回の津波によって水位低減、津波到達時間の遅延、海岸線の維持等で一定の効果が見られたものの、構造物の防災機能にのみ依存することの限界が改めて認識された。

震災以降、中央防災会議、復興構想会議等において様々な議論がなされ、「災害に上限なし」という認識のもと、最大クラスの津波が発生した場合においても「人命が第一」として、ハード・ソフト施策を総動員する「多重防御」を津波防災・減災対策の基本とすることとされ、この考え方は、「東日本大震災からの復興の基本方針」にも位置付けられた。

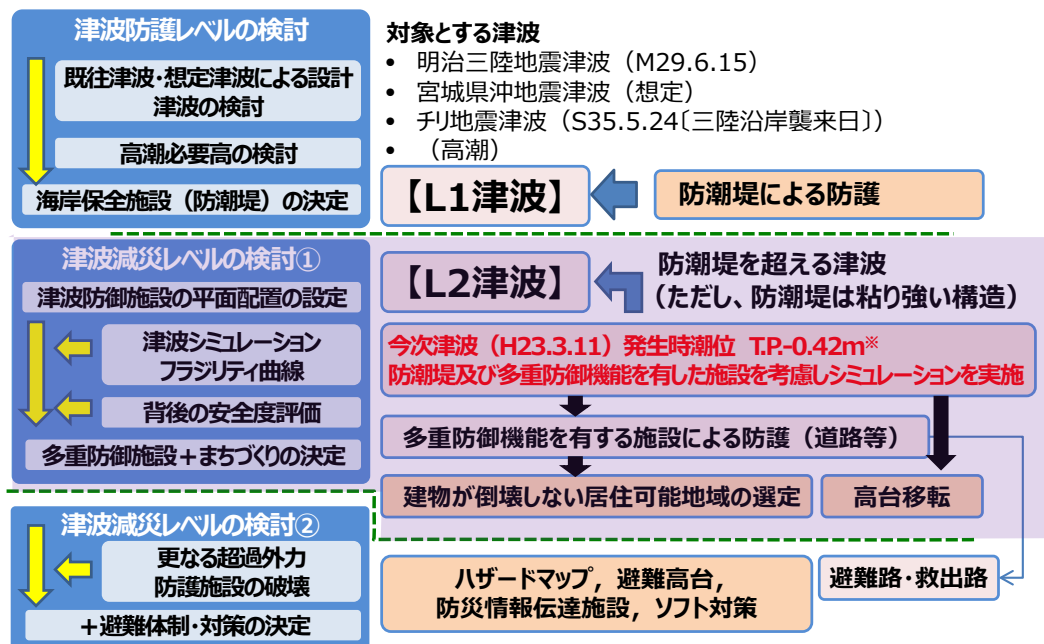
また、中央防災会議が平成 23 年 9 月に公表した最終報告では、今後の津波対策を構築するにあたって、津波の規模や発生頻度に応じ、基本的の下記に挙げる 2 つのレベルの津波を想定している。

	津波防護レベル(L1)	津波減災レベル(L2)
想定	数十年から百数十年の頻度で発生すると考えられる津波	津波防護レベルをはるかに上回り、構造物対策の適用限界を超過する津波
防護目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命保護</li> <li>・日常生活機能維持</li> <li>・財産保護</li> <li>・経済活動の継続</li> <li>・発災直後に必要な沿岸部機能の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命保護</li> <li>・経済的損失の軽減</li> <li>・二次災害の防止</li> <li>・早期復旧</li> </ul>
対象津波	明治三陸(1896) チリ津波(1960)等	貞観津波(869) 今次津波(2011)等

●設計津波高さの考え方



●安全安心なまちづくりの検討フロー



《トピック2》国と県の「多重防御」に関する定義

宮城県における「多重防御」の定義は、震災復興計画に掲げているように、防潮堤を津波防御の第一線堤とし、嵩上げた道路や鉄道、あるいは、防潮堤背後の防災緑地等による減災機能を有した施設を多重に整備することである。

一方、国では、上述したとおりハード・ソフト施策を総動員して津波対策を講ずることを「多重防御」と定義しており、こうした考え方を踏まえ、平成23年12月に、「減災」の視点に立ち、**最大クラスの津波を対象に「逃げる」ことを前提**として、ハード・ソフト施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するため、「津波防災地域づくりに関する法律」※（平成23年法律第123号）が制定されている。

そうした見解の相違から、当初、県や市町が復興計画に基づき計画した嵩上げ道路は、復興交付金事業対象とならなかったため、整備費用の確保に困難が伴った。

※「津波防災地域づくりに関する法律」の概要

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定めるもの。



【参考】

1 宮城県における防潮堤高さの設定方針

1) 設計津波の設定単位沿岸域を「湾の形状や山付け等の自然条件」等から勘案して、一連のまとまりのある海岸線毎に分割している。(宮城県は22地域海岸に分割)

2) 設計津波水位の設定

過去に発生した津波の実績津波高さ(痕跡高調査や歴史記録・文献等の活用)を整理し、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生すると想定される津波の集合を選定後海岸堤防によるせり上がりを考慮して、設計津波の水位を設定する。(貞観地震、慶長三陸地震、昭和三陸地震、チリ地震等)

なお、十分なデータが得られない場合は、シミュレーションを実施しデータを補完している。(明治三陸地震、昭和三陸地震、想定宮城県沖地震)

3) 海岸堤防の基本計画堤防高(天端高)の設定

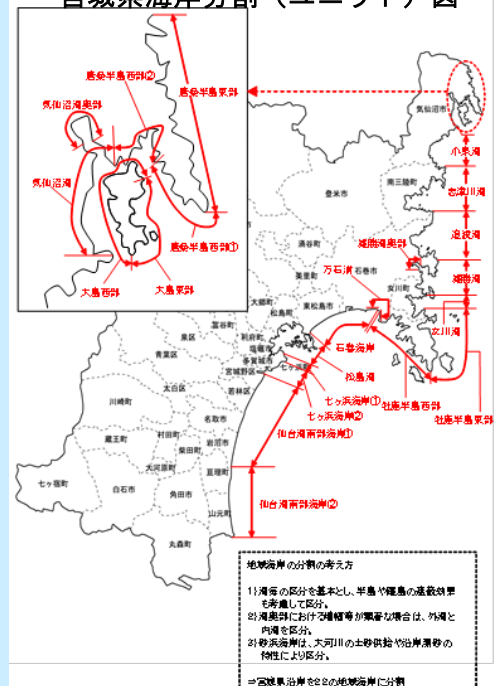
津波対策に必要な計画堤防高(天端高)と高潮対策に必要な計画堤防高(天端高)を比較し高い方を基本計画堤防高さとしている。

基本計画堤防高一覧

基本計画堤防高一覧(22ユニット)					
地域海岸名	対象地震	代表高	基本計画堤防高		単位:m(T.P.)
			起点	高さ	
唐桑半島東部	明治三陸地震	11.3	釜手原堤	真崎 8.0	
			真崎	潮崎 11.3	
唐桑半島西部①	明治三陸地震	11.2	潮崎	大明神崎 11.2	
唐桑半島西部②	明治三陸地震	9.9	大明神崎	鶴ヶ浦 9.9	
気仙沼湾	明治三陸地震	7.2	鶴ヶ浦	岩井崎 7.2	
			潮見町	湊町 5.0	
気仙沼湾奥部	明治三陸地震	5.0	湊町	魚町 5.1	
			魚町	大浦 5.0	
大島東部	明治三陸地震	11.8	大初平	観舞崎 11.8	
			大初平	浦の浜 7.0	
大島西部	明治三陸地震	7.0	浦の浜	田尻 7.8	
			田尻	観舞崎 7.0	
小泉湾	明治三陸地震	9.8	岩井崎	大沢 9.8	
			大沢	蔵内 14.7	
志津川湾	想定宮城県沖地震	8.7	蔵内	石浜 9.8	
			石浜	松崎 8.7	
追波湾	明治三陸地震	8.4	松崎	神割崎 7.3	
			神割崎	十三浜 6.5	
健甕湾	明治三陸地震	6.4	十三浜	大須崎 8.4	
			大須崎	屋浦 6.4	
健甕湾奥部	明治三陸地震	9.7	小島	健甕 9.7	
			屋浦	崎山 6.6	
女川湾	明治三陸地震	6.6	崎山	宮崎崎 6.6	
			宮崎崎	浜畑 6.9	
牡鹿半島東部	明治三陸地震	6.9	浜畑	祝浜 9.1	
			祝浜	黒崎 6.9	
牡鹿半島西部	チリ地震	6.0	黒崎	渡波 6.0	
			渡波	祝田 2.6	
万石浦	チリ地震	2.6	祝田	長浜 2.6	
石巻海岸	高潮にて決定	7.2	長浜	洲崎 7.2	
松島湾	チリ地震	4.3	洲崎	代ヶ崎 4.3	
七ヶ浜海岸①	明治三陸地震	5.4	代ヶ崎	状崎 5.4	
七ヶ浜海岸②	明治三陸地震	6.8	状崎	蒲生 6.8	
仙台湾南部海岸①	高潮にて決定	7.2	蒲生	阿武隈川 7.2	
仙台湾南部海岸②	高潮にて決定	7.2	阿武隈川	播島堤 7.2	

小ユニット計画堤防高一覧					
地域海岸名	小ユニット名	地区	基本計画堤防高	小ユニット	
				計画堤防高	特殊計画堤防高
唐桑半島西部②	結立漁港	結立漁港	9.9	8.1	—
	女川湾湾口防波堤内	女川湾、女川漁港	5.4	5.4	4.4
石巻海岸	石巻漁港	石巻漁港	7.2	4.1	3.1
	石巻港	石巻港		4.5	3.5
松島湾	松島内湾	・浦戸諸島内湾 ・古浦～代ヶ崎 ・松島海岸・浜田漁港 除く	4.3	4.3	3.3
	松島港海岸	松島港海岸		3.1	2.1
	浜田漁港	浜田漁港		3.1	2.1
七ヶ浜海岸②	仙台塩釜港仙台港区	仙台塩釜港仙台港区	6.6	5.0	4.0
仙台湾南部海岸①	広瀬入り口	広瀬入り口	7.2	4.8	—
仙台湾南部海岸②	広瀬内	広瀬内	7.2	3.7	—
	鳥の海	鳥の海		3.6	—

宮城県海岸分割(ユニット)図



(5) 居住可能（許容）区域の選定条件

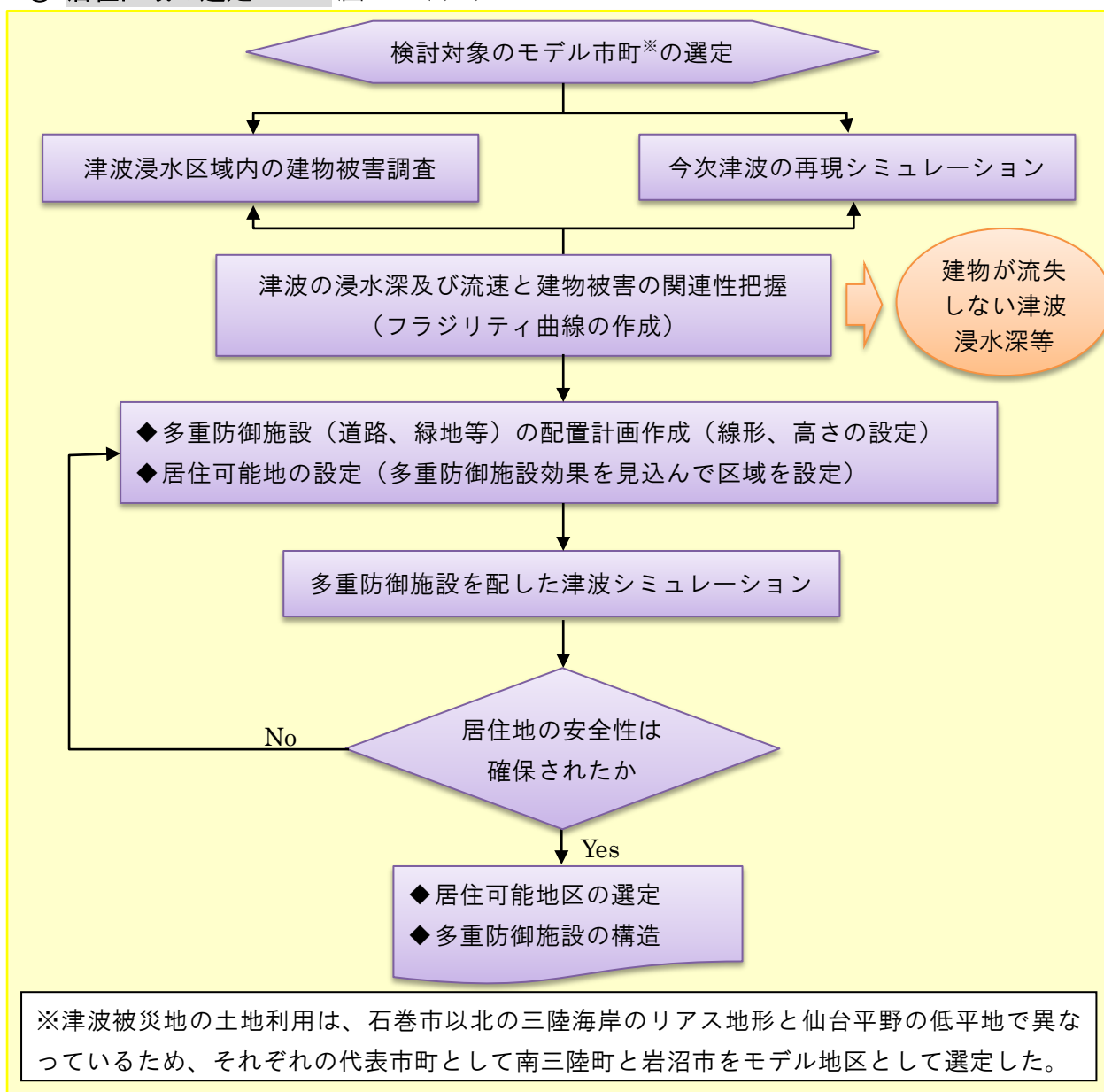
今回の震災時のように、津波防護レベルをはるかに上回り、構造物対策の適用限界を超過する規模の津波を防潮堤等の土木構造物のみで完全に防御することは、施設が巨大になりすぎるため、財源確保上も、土地利用計画上也きわめて困難である。一方で、震災を経験している被災者が、安心して安全な暮らしを取り戻すためには、防潮堤はもちろんのこと、避難道路の整備や避難計画の策定のみでは、十分な対策とはならない。

そこで県では、今回と同等の津波が発生したとしても、尊い人命が失われないようにすることはもちろんのこと、家屋の流失を防ぐことによりがれきの発生を抑制し、早期に被災前の生活に戻れるような居住条件を整理する必要性があった。

そのため、震災時の津波高さや津波速度と家屋の流失の関係を整理したうえで、必要に応じ嵩上げ道路等の多重防御施設の効果を明確にして居住可能地区の検討を行った。

検討にあたっては、震災後、前述した県土木部が設置した「公共土木施設構造検討会」における岩沼市等をモデルとした検討結果を参考に決定した。

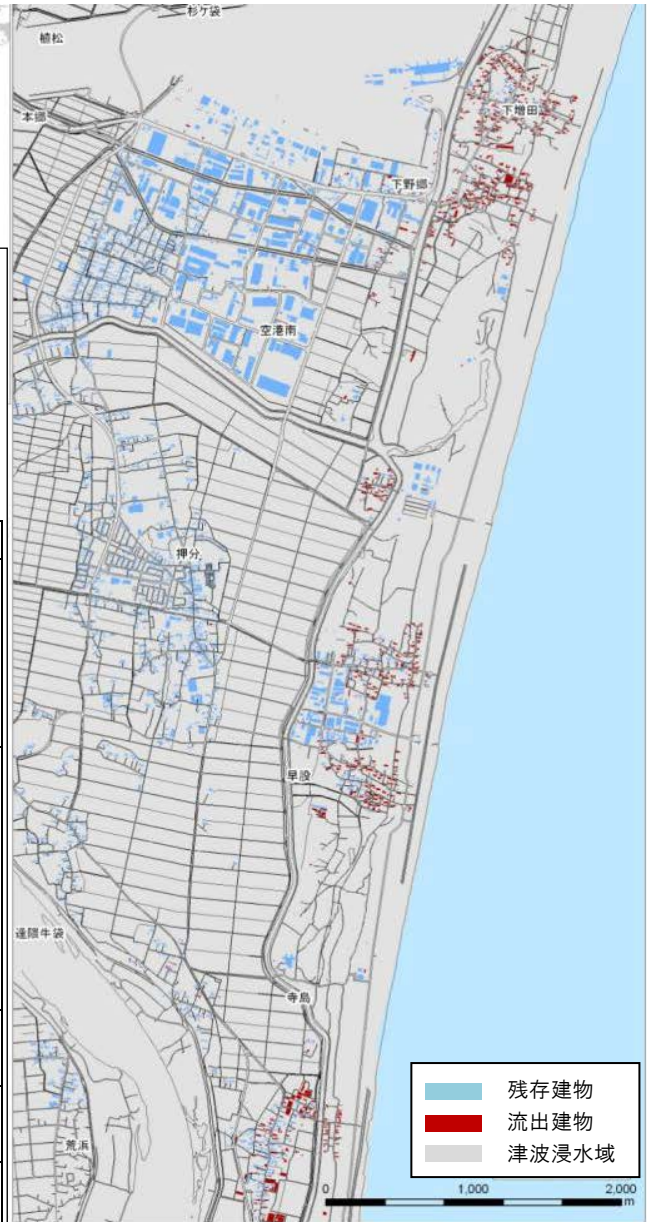
① 居住区域の選定フロー(図 I-1-(5)-1)





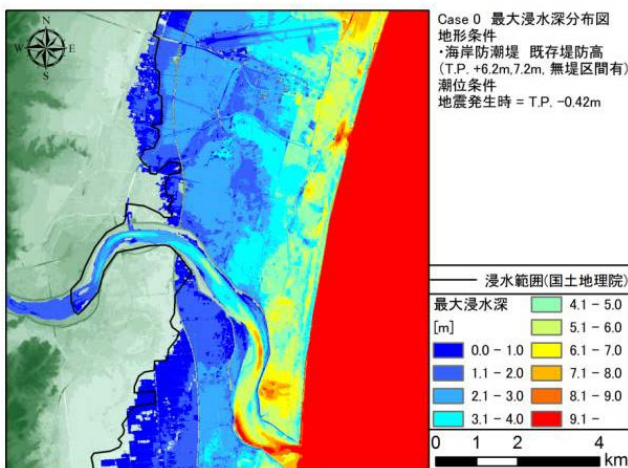
② 建物被害状況と浸水深さ、流速の関係（岩沼市）

東北大学らによる建物被害の航空写真からの目視判読調査結果(左図)とシミュレーション結果(浸水深・流速)を比較し、津波規模と建物被害率の関係を算定した。

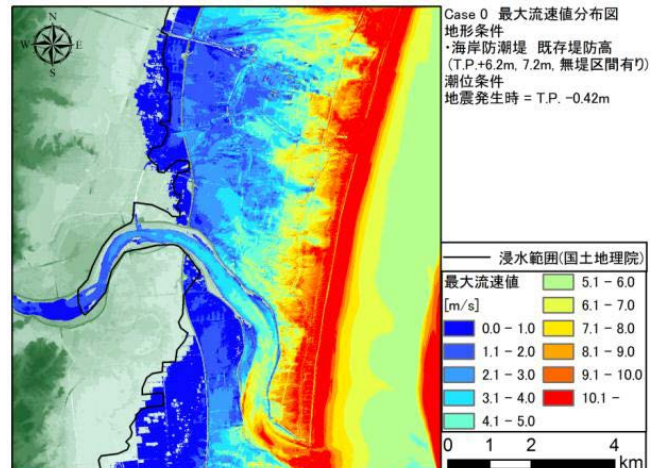


<p>■シミュレーション手法</p> <p>津波浸水予測計算は、東北大学で開発されたプログラムを用いて行う。計算手法は、基礎方程式を非線形長波理論（浅水理論）、数値解法は Leap-frog 法による有限差分法の平面 2 次元モデルとし、津波の発生・伝播から遡上までを一連で計算するものである。</p>	
項目	設定条件
メッシュ構成	A 領域：450m(太平洋沖) B 領域：150m(三陸南沖) C 領域：50m(福島県北部～岩手県南部沿岸) D 領域：10m(宮城県沿岸各地)
初期条件	<p>■ 陸側のセグメント</p> <p>…国土地理院の発表している地盤変動量の実績値と整合が取れるよう設定</p> <p>■ 海溝側のセグメント</p> <p>…宮城県・岩手県の浸水実績に合うようにそれぞれ設定</p>
潮位補正等	潮位補正 T.P-0.42m（鮎川駿潮所の推算潮位、津波最大波到達時）
構造物	海岸構造物有（破壊されない）パターンで計算
計算時間	津波の最大波を十分含む時間帯として地震発生後 3 時間

最大浸水深

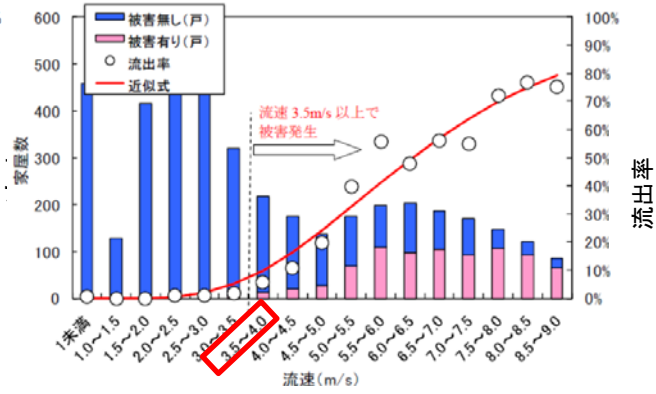
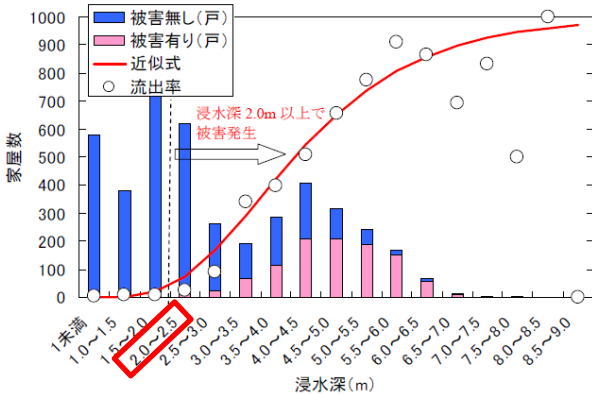


流速

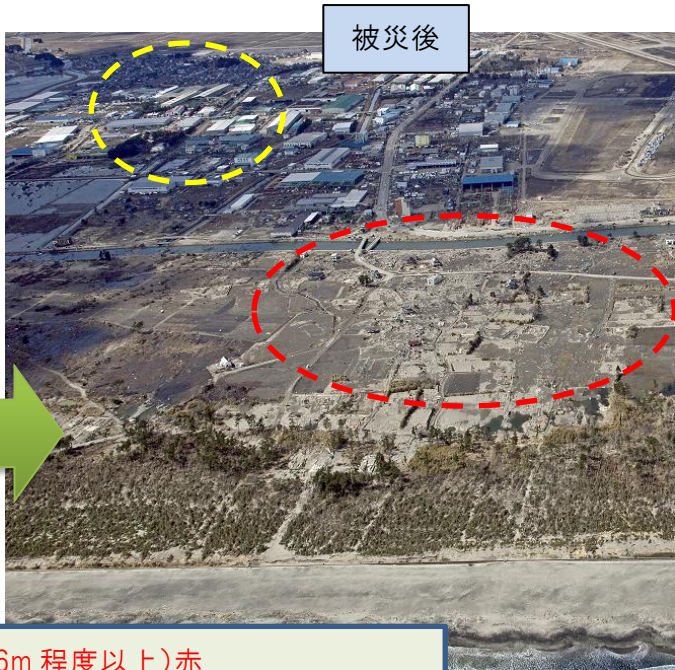


# I 復興まちづくり計画の概要

## 岩沼市周辺におけるシミュレーション結果によるフラジリティ曲線



※ 本検討対象範囲においては、浸水深が 2.0m、流速が 3.5m/s を超えた時点から家屋被害が発生している。

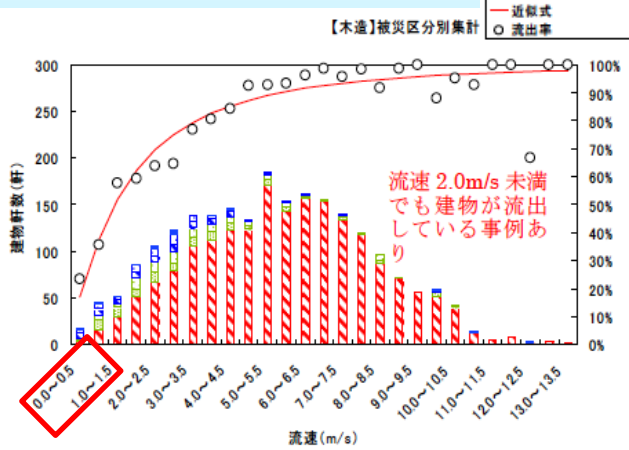
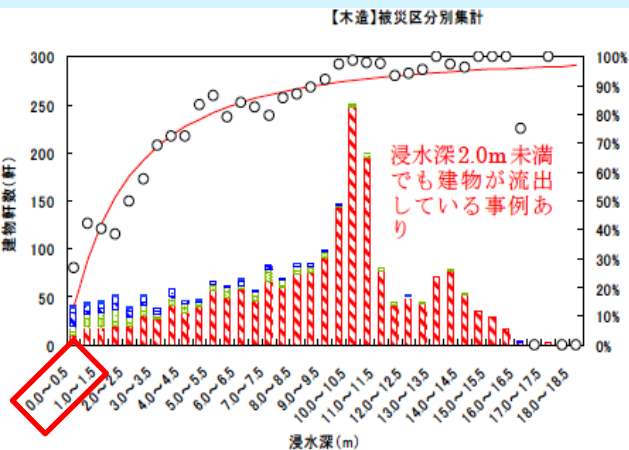


海岸部の家屋は、全て流出(浸水深 6m 程度以上)赤  
内陸部の家屋は、ほぼ残存(浸水深 2m 程度以下)黄部分

【参考】南三陸町をモデルとした建物被害状況と浸水深さ、流速の関係

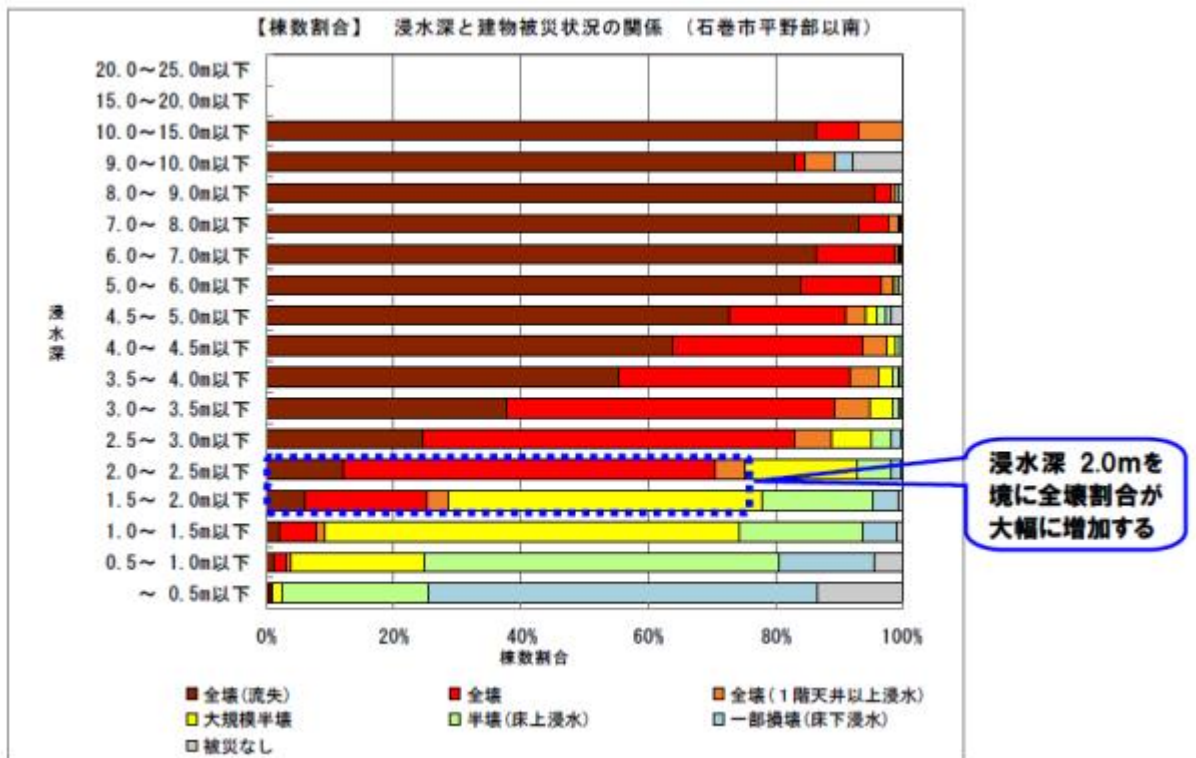
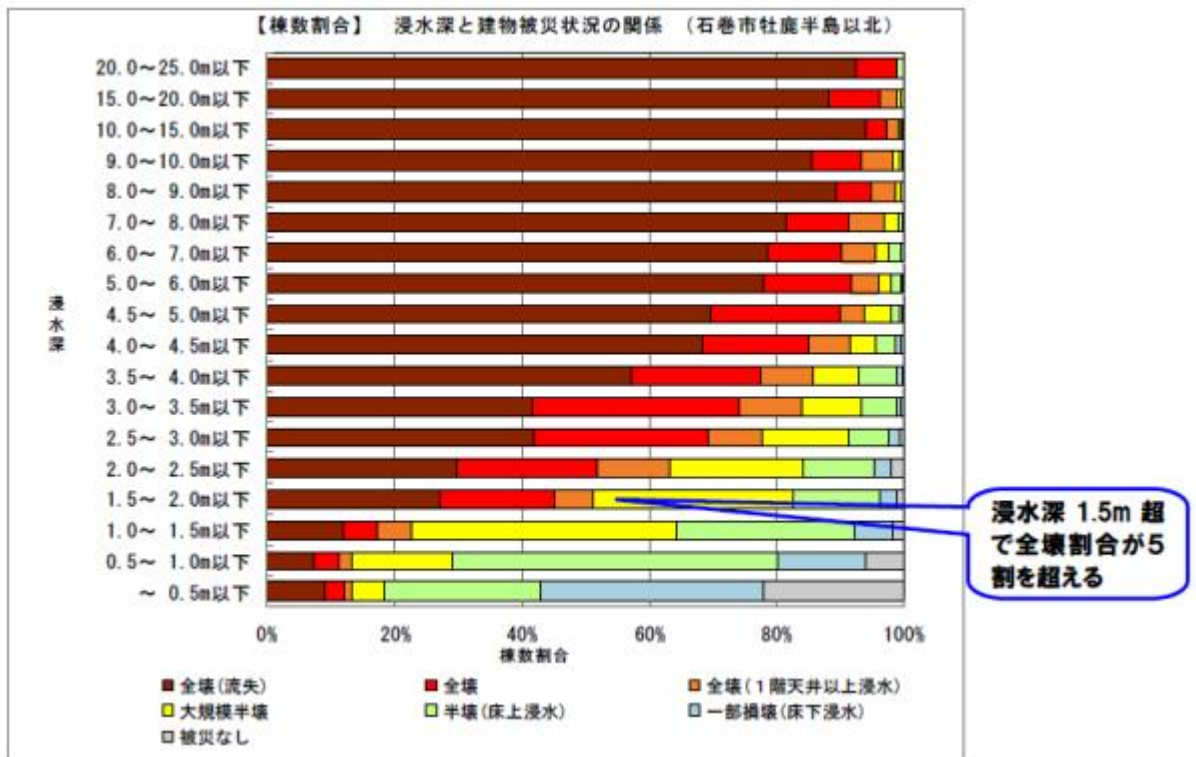
南三陸町における調査結果では、浸水深が 2 m 未満、流速が 2.0 m/s 未満でも建物の流出事例が確認されている。

- 被災なし
- 一部損壊(床下浸水)
- 半壊(床上浸水)
- 大規模半壊
- 全壊(条件付き再生可)
- 全壊(撤去)
- 全壊(流失)
- 道損
- 流出率



【参考】国土交通省が実施した被災現況調査結果（第1次報告）

国交省が平成23年8月に公表した調査結果においても、浸水深2.0m前後で建物被災状況に大きな差があり、浸水深2m以下の場合には建物が全壊となる割合は大幅に低下することがわかっている。



## I 復興まちづくり計画の概要

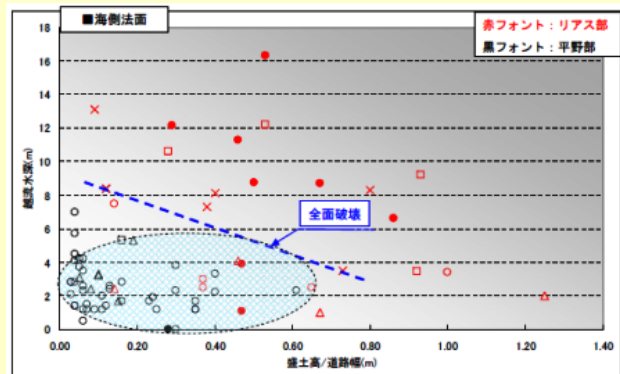
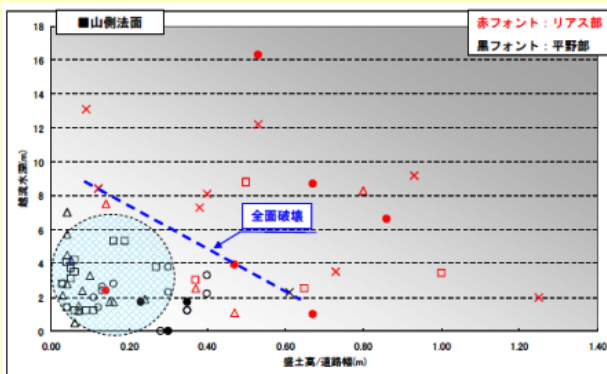
### ③ 多重防御施設の整備による津波低減効果の検証（岩沼市）

前述のフローに従い、岩沼市をモデルとして多重防御施設を整備した上での内陸部における居住可能地の妥当性の検証を行った。

なお、多重防御施設となる道路の高さについては、下記の検討結果に基づき、越流時の安全性（機能保持）が確保される 3～4m以下で津波シミュレーションを実施 した。

[被災メカニズム]

- 道路盛土の高さが高い路線ほど被害が増大する傾向にあるが、越流時の津波落下によるエネルギーが増大するためと想定される。
- 越流または引波による山側法面の洗掘被害が多く見られ、特に仙台平野の沿岸部では、盛土背面が耕作地の場合越流時に落堀が出来、さらに盛土背面に湛水した内水による引波時の侵食が発生している。
- 海側法面は高盛土であっても、比較的被害が少ないケースが多い。海岸に近接し、なおかつ越流水深が高い場合でも、被害がないケースが見られる。



#### 整備方針

- ◆ 盛土高が高くなるほど越流時の山側法面の破壊が顕著。越流水深にもよるが、2車線道路であれば 道路高/道路幅-越流水深の被災状況の関係から盛土高さ 3～4mに対し幅員10m程度以上の組み合わせが目安で、道路高さはこれ以下に止める。 それ以上の場合はのり面保護工を検討。
- ◆ 水田耕作地を通行する道路は、落堀防止、湛水侵食防止のため、山側法面に保護工を設置し、また法尻に落堀防止措置を施す。

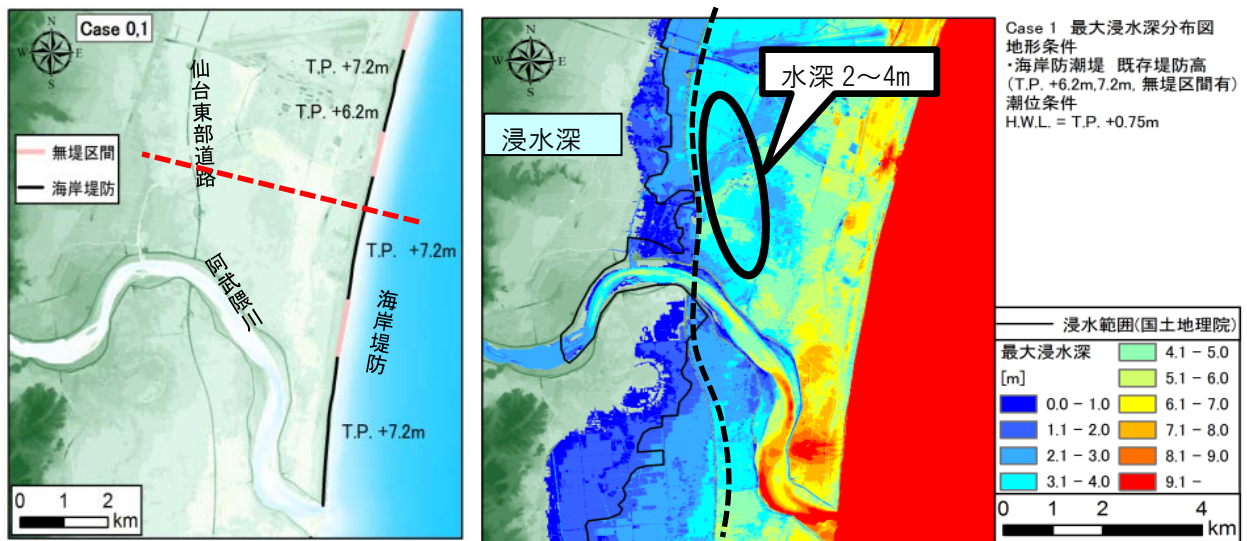
【検証結果】

岩沼市の復興まちづくり計画では、被災した沿岸6集落について嵩上げ道路等で安全性を確保した上で内陸に集団移転することとしていたため、移転先宅地の安全性と道路の嵩上げ高等について津波シミュレーションを活用し検証した。

表 I-1-(5)-1 津波シミュレーションの計算条件

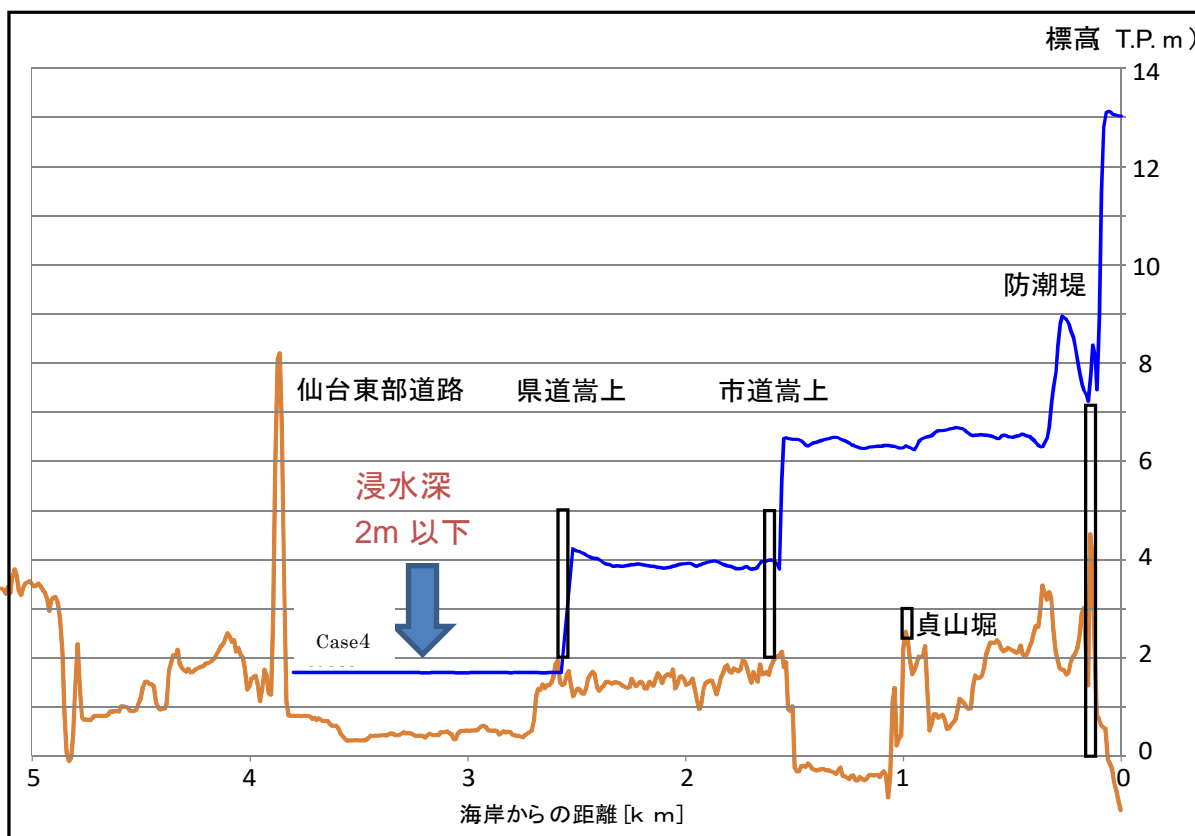
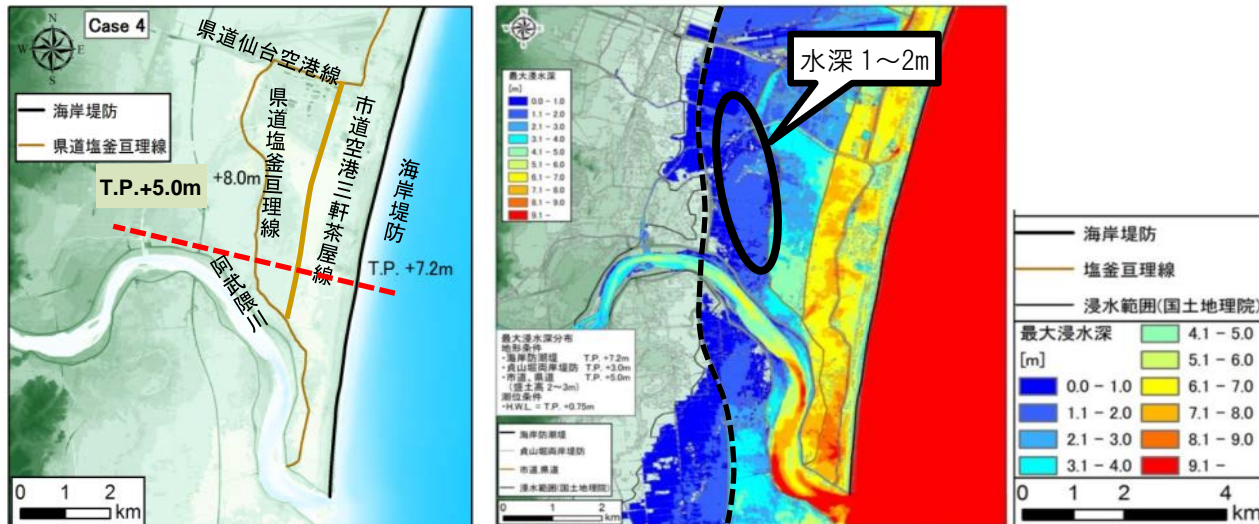
	Case 1	Case 4
津波	今次津波の再現	多重防御あり
潮位	T.P.-0.42m (今次津波発生時)	T.P.+0.75m (朔望平均満潮位) ※
防潮堤	無堤、T.P.+6.2m、T.P.+7.2m (地震前)	T.P.+7.2m
市道	—	T.P.+5m (盛土高 3m)
県道	—	T.P.+5m (盛土高 3m)

《今次津波の再現シミュレーション》



# I 復興まちづくり計画の概要

《海岸堤防+多重防御施設を整備した場合》



※当初検討時は、朔望平均満潮位を用いシミュレーションしていたが、最終的には、今時潮位で計画することとなったため、検討結果は現計画と一致していない。

**【津波防御施設の整備効果】**  
 海岸保全施設と多重防御施設となる道路の嵩上げ（3m）により、浸水面積は 3,027ha から 2,811ha (-216ha) に減少。また、浸水深 2 m 以下の面積は 235ha から 675ha (+440) に増加。

なお、石巻市牡鹿半島以北の離半島部や南三陸町等については、津波の流速が早く浸水深 2m 以下でも家屋が流失することから多重防御での減災は困難なこと、また、地形的に集落の背後に高台がある地区が多いことから、居住地は津波で浸水しない場所が望ましい。

## (6) まちづくりの基本的な考え方

前項の検討結果から、県の復興まちづくりの基本的な考え方を下記のとおり整理した。

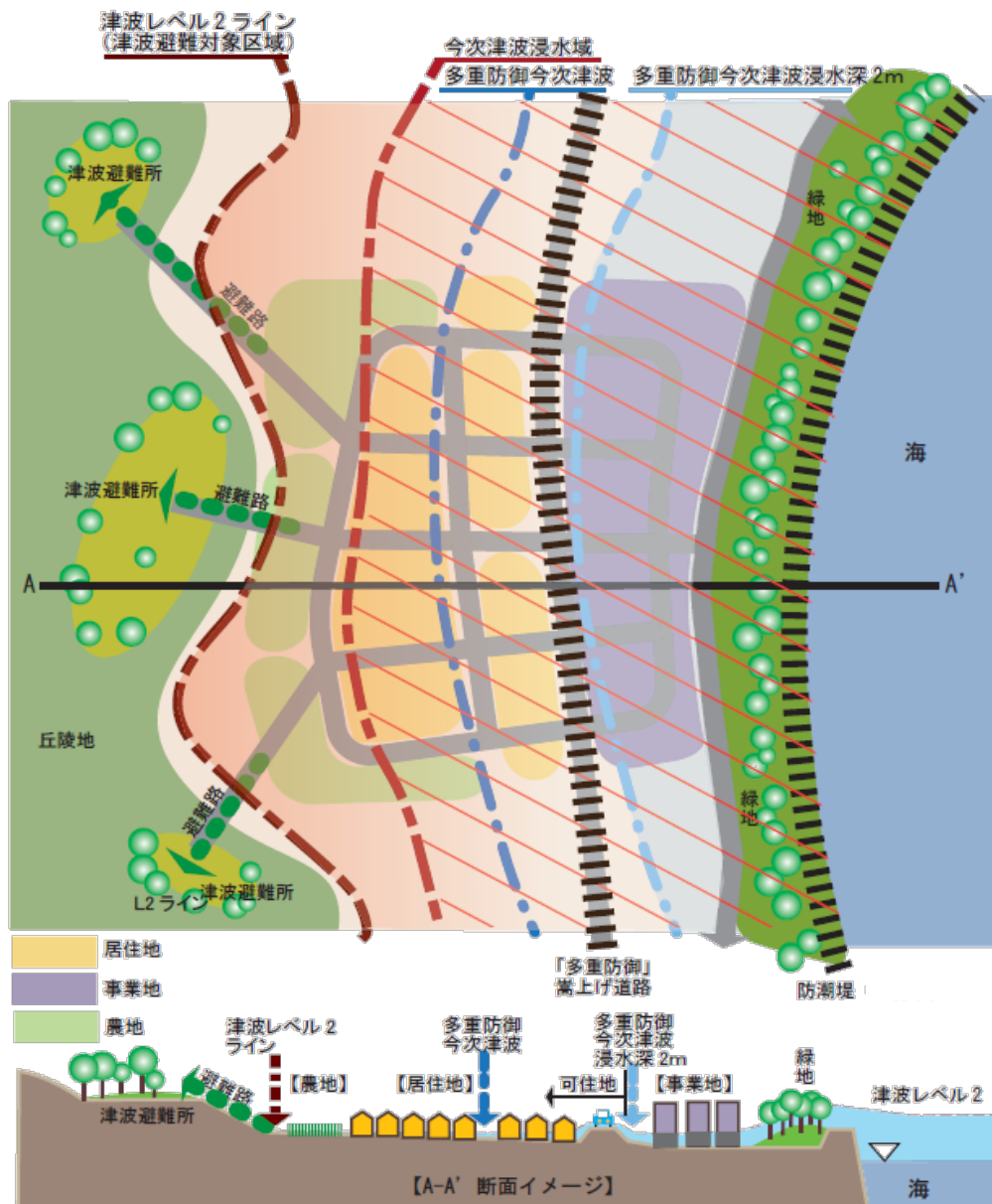
## 【石巻以南の平野部】

- 居住地及び公共施設については、津波シミュレーションにより浸水しない区域に配置することを基本とするが、浸水区域内で現位置再建が必要な地区については、多重防御施設や宅地の嵩上げ等により浸水深2m以下にした上で、居住地等としての利用を許容する。
- 浸水深が2mを超える地区については、原則として、居住地以外である産業用地（商・工業、水産業等）に限定した土地利用を図るものとする。

## 【石巻以北のリアス部】

- 居住地は、津波シミュレーションにより浸水しない区域に配置することを基本とする。
- その他は、石巻以南の平野部と同じ。

石巻以南の平野部におけるまちづくりのパターン



《トピック3》宮城県における「津波シミュレーション」の計算条件

【国土交通省の計算条件】

平成23年7月11日に国土交通省水管理・国土保全局海岸室が公表した「平成23年東北地方太平洋沖地震における津波の対策のための津波浸水シミュレーションの手引き」では、予測シミュレーションにあたっては下記の条件で実施することとなっている。

〔計算条件〕

- ①地形データは震災後の最新のものとする。(地盤変動後)
- ②潮位は朔望平均満潮位 (TP+0.76m) とする。(今次津波発災時潮位 TP-0.42m)
- ③地震による想定沈下量を地盤変動後の標高から差し引く。(2倍の沈下量を考慮)
- ④構造物の条件は目的に応じて、破壊なし、破壊する、構造物を考慮しないケースを選択する。(海岸室から構造物を破壊するケースで実施するよう指示)

〔宮城県の実施方針〕

国の手引きに基づく津波シミュレーションにより、今次津波潮位より水位を高くした上で、さらにレベル1防潮堤を破壊する条件で津波シミュレーションを実施した場合、今次津波の被害を大きく上回る結果となり、現位置での市街地再生や津波被災を回避する新市街地の形成に膨大な費用を要するなど、復興まちづくりの検討が極めて困難となる地域が生じた。こうしたことから、地域の実情を踏まえて、平成23年10月13日に下記のとおり宮城県としての実施方針を決定し、被災市町に対して周知を図った。

したがって、災害危険区域についても、まちづくり方針に基づき設定しているため、潮位は朔望平均満潮位想定とはなっていない。



H25. 12. 29  
朝日新聞

★宮城県の考え方★

- ①土地利用計画の検討を目的
  - ・潮位は今次津波発災時潮位 (TP-0.42m) とする。
  - ・海岸保全施設は粘り強い構造を前提とし、破壊しないケースを採用する。
- ②避難計画等の検討を目的
  - ・「手引き」どおりとし、潮位は朔望平均満潮位 (TP+0.76m) とする。
  - ・海岸保全施設は、越流した時点で破壊するケース (又は施設なし) を採用する。



## 2 各被災市町の復興まちづくりの概要

## (1) 各被災市町の震災復興計画

市町では、県の震災復興計画を踏まえて、住民代表や学識経験者を含めた検討組織を設置した上で、平成23年中に、復興の目標や方針、計画期間等を検討して震災復興計画を策定している。

表 I -2-(1)-1 各被災市町の震災復興計画の概要

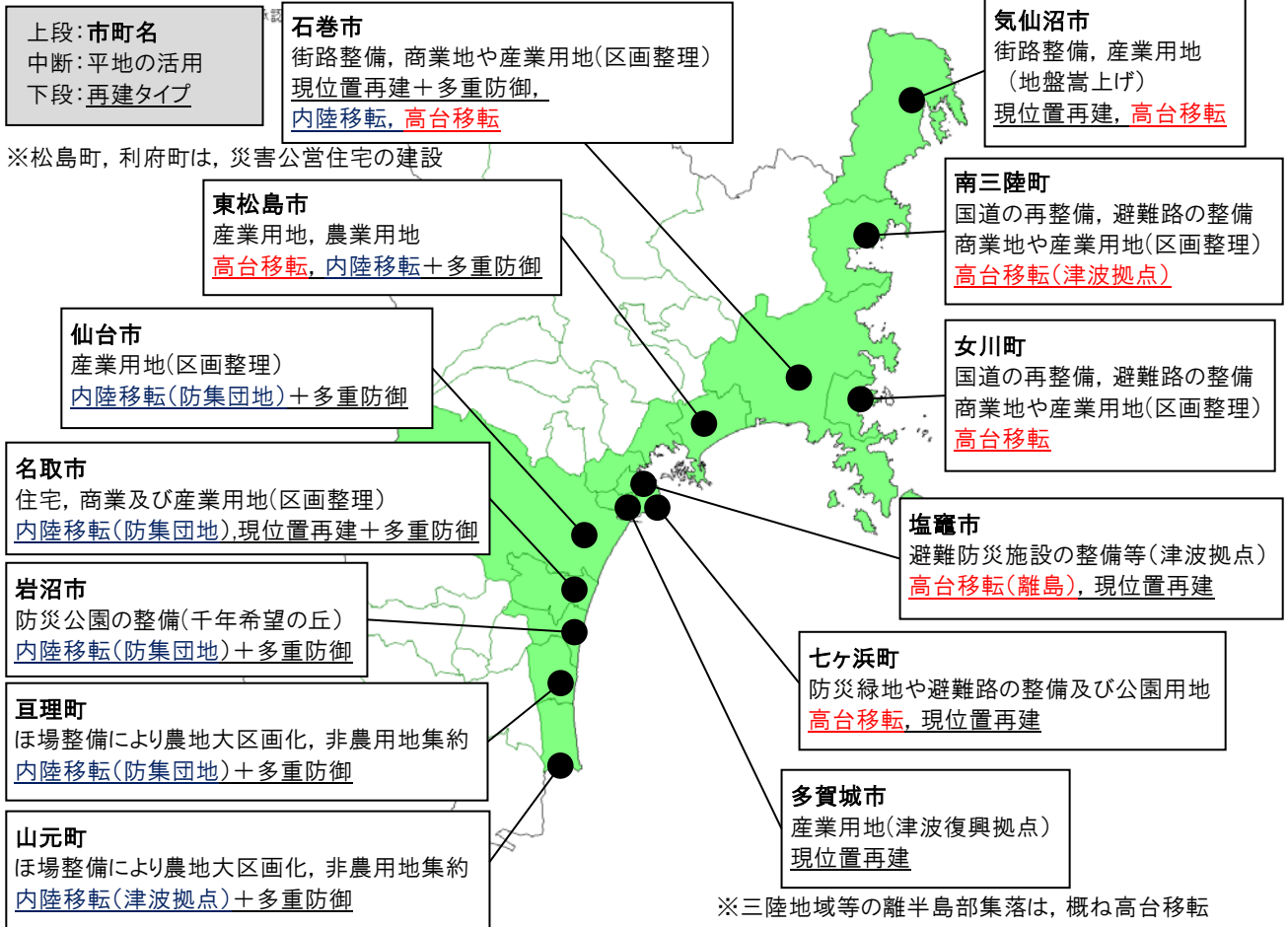
市町名	検討組織	実施方針若しくは骨子	計画期間	策定期間
気仙沼市	気仙沼市震災復興会議	◆復興の目標 ①津波死ゼロのまちづくり ②早期の産業復活と雇用の確保 ③職任復活と生活復興 ④持続発展可能な産業の再構築 ⑤スローでスマートなまちとくらし ⑥地域に笑顔溢れるまちづくり	H23～H32【10年間】 (H23～H27 集中復興期間)	H23/10/7 議会で議決し 計画策定
南三陸町	南三陸町震災復興計画策定会議	◆復興の基本理念 「自然・ひと・なりわいがゆがみ安らぎと賑わいのあ るまち」への創作的復興 ◆復興目標 ①安心して暮らし続けられるまちづくり ②自然と共生するまちづくり ③なりわいと賑わいのまちづくり	H23～H32【10年間】 復旧期 H23～H25(3年間) 復興期 H24～H29(6年間) 発展期 H26～H32(7年間)	H23/12/26 策定 H24/3/26 改訂
女川町	女川町復興計画策定委員会	◆基本目標「とりもどそう笑顔あふれる女川町」 ◆復興方針 ①安心・安全な港町づくり<防災> ②港町産業の再生と発展<産業> ③住みよい港町づくり<住環境> ④心身ともに健康なまちづくり<保健・医療・福祉> ⑤心豊かな人づくり<人材育成>	H23～H30【8年間】 復旧期 H23～H24(2年間) 基盤整備期 H25～H27 (3年間) 本格復興期 H28～H30 (3年間)	H23/9/15 議会で議決し 計画策定
石巻市	石巻市震災復興ビジョン「有識者懇談会」	◆基本理念 ①災害に強いまちづくり ②産業・経済の再生 ③絆と協働の共鳴社会づくり	H23～H32【10年間】 復旧期 H23～H25(3年間) 再生期 H26～H29(4年間) 発展期 H30～H32(3年間)	H23/12/22 議会で議決し 計画策定
東松島市	東松島市復興まちづくり計画有識者委員会	◆基本方針 ①防災・減災による災害に強いまちづくり ②支え合って安心して暮らせるまちづくり ③生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり ④持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり	H23～H32【10年間】 復旧・復興期 H23～H27 (5年間) 発展期 ～H32(5年間)	H23/12/26 議会で議決し 計画策定
松島町	松島町震災復興会議	◆復興政策の目標 ①安全・安心の復旧・復興と創作的なまちづくり (都市基盤の復興) ②町民の命と生活を守る防災まちづくり(生活の復興) ③宮城・東北を牽引する観光・産業のまちづくり (観光・産業の復興)	H23～H27【5年間】	H23/12/28 計画策定

## I 復興まちづくり計画の概要

七ヶ浜町	震災復興アドバイザー委託	<p>◆重点項目</p> <p>①自然と共存するねばり強いハザード</p> <p>②町の文化を継承する美しい景観や街並み</p> <p>③未来につながる子どもたちの豊かな環境</p> <p>④地域コミュニティの再生と展開</p> <p>⑤本町の特性を生かした産業の活性化</p>	H23～H32【10年間】 復旧期 ～H25(3年間) 再生期 ～H27(5年間) 発展期 ～H32(10年間)	H23/11/8 計画策定
多賀城市	多賀城市復興検討委員会	<p>◆復興構想</p> <p>①安心して住み続けられる居住地の確保</p> <p>②産業の再興と新たな雇用の創出</p> <p>③多重防衛脆弱対策による安全・安心の確保</p> <p>④震災経験の伝承と世界への発信</p>	H23～H32【10年間】 復旧期 H23～H25(3年間) 再生期 H26～H29(4年間) 発展期 H30～H32(3年間)	H23/12/21 計画策定
塩竈市	塩竈市復興計画検討委員会	<p>◆基本的な方針</p> <p>①住まいと暮らしの再建</p> <p>②安全な地域づくり</p> <p>③産業・経済の復興</p> <p>④浦戸地区の復興</p>	H23～H32【10年間】 前期 ～H27(5年間) 後期 ～H32(10年間)	H23/12/2 計画策定
利府町	利府町震災復興計画策定委員会	<p>◆政策目標</p> <p>①生活基盤の再建と都市構造の再構築</p> <p>②産業・経済活動の再構築と発展</p> <p>③安全・安心なまちづくりの再構築</p>	H23～H32【10年間】 復旧・再生期～H25(3年間) 発展期～H32(7年間)	H23/12/26 計画策定 H28/11/7 改定
仙台市	仙台市震災復興検討会議	<p>◆復興の方向性</p> <p>①減災を基本とする防災の再構築</p> <p>②エネルギー課題等への対応</p> <p>③自助・自立と協働・支え合いによる復興</p> <p>④東北復興の力となる経済・都市活力の創造</p>	H23～H27【5年間】	H23/11/30 計画策定
名取市	名取市新たな未来会議	<p>◆復興の目標</p> <p>①互いに支え合い、強い絆で結ばれた暮らし</p> <p>②地域資源と仙台空港を生かして集積・連携する産業</p> <p>③多様な世代が未来を感じて、安心して暮らせるまち</p>	H23～H31【9年間】 再生期 展開期 発展期	H23/10/13 計画策定 H29/4/19 改定
岩沼市	岩沼市震災復興会議	<p>◆基本理念</p> <p>①チーム岩沼 オール岩沼 オールジャパン</p> <p>②歴史を大切にした安全・安心な市域づくり</p> <p>③岩沼の個性 特性を活かした産業の再構築</p> <p>④時代を先取した先進的な復興モデル</p>	H23～H29【7年間】 復旧期 H23～25 復興期 H24～27 発展期 H25～29	H23/8/7 計画策定 H25/9/25 改定
亶理町	亶理町震災復興会議	<p>◆基本理念 安全・安心・元気のあるまち 亶理</p> <p>◆基本方針</p> <p>①「安全」と「安心」を確保するまちづくり</p> <p>②「暮らしやすさ」と「亶理らしさ」があふれるまちづくり</p> <p>③「なりわい」と「にぎわい」のまちづくり</p>	H23～H32【10年間】 復旧期 H23～25 再生期 H23～27 発展期 H26～32	H23/12/16 計画策定
山元町	山元町震災復興有識者会議	<p>◆基本理念</p> <p>①災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり</p> <p>②だれもが住みたくくなるようなまちづくり</p> <p>③つながりを大切にするまちづくり</p>	H23～H30【8年間】 復旧期 H23～25 再生期 H25～28 発展期 H28～30	H23/12/26 計画策定

各沿岸市町の復興まちづくりのパターン

【凡例】



(2) まちづくり事業の概要（復興庁、国交省HPから引用）

復興まちづくり事業には、被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業の他、今回の震災を契機に創設された津波復興拠点整備事業や漁業集落機能強化事業、市街地再開発事業等がまちづくり関連5事業と称されているが、本稿では代表的な下記の3事業について紹介する。

①被災市街地復興土地区画整理事業

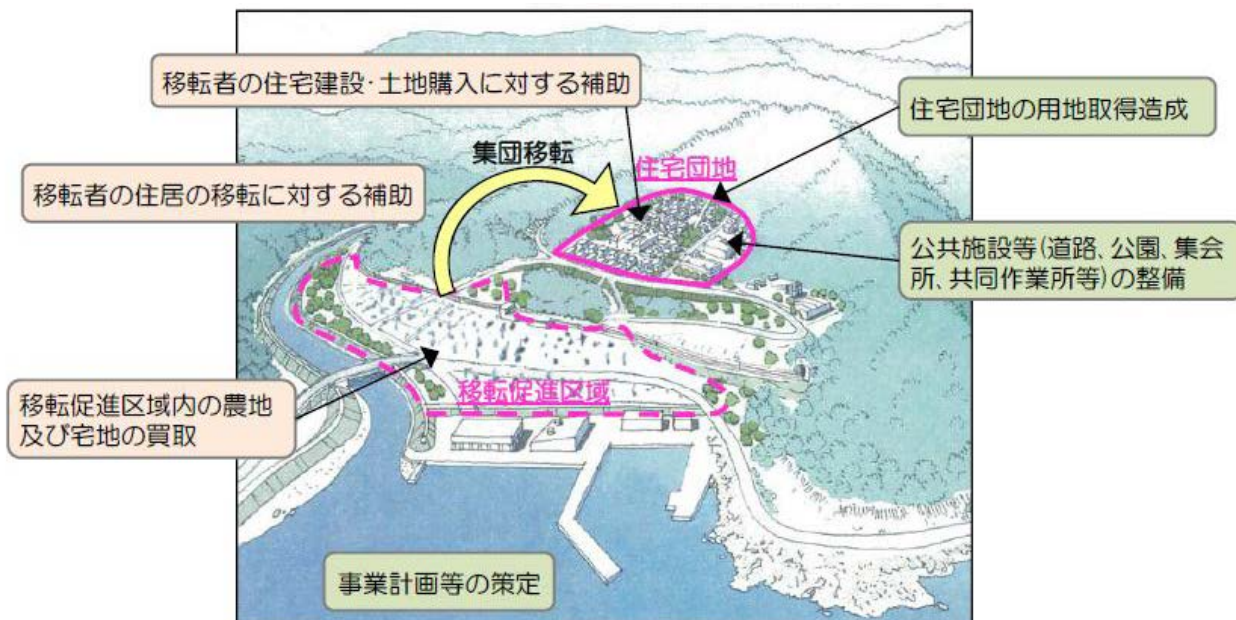
広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、緊急かつ健全な市街地の復興を推進するものである。また、一定以上の計画人口密度（40人/ha）などの必要な要件を満たした場合に限り、防災上必要な土地の嵩上げ費用を津波防災整地費として限度額に追加されることとなった。



② 防災集団移転促進事業

被災地域において住民の居住に適当でない区域にある住居の集団的移転を行うための事業であり、市町が被災した宅地を買い取り、再び津波等に対して脆弱な住宅が建設されることがないように必要な建築制限が行われる。

被災者に対し、住居の移転に要する費用や敷地の取得、住宅の建設のために住宅ローンを活用する際の利子相当額を助成する。強制力のない任意事業なので、事業の実施には、関係する被災者の事業に対する理解と合意が不可欠である。



③ 津波復興拠点整備事業

復興の拠点となる市街地を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う津波復興拠点整備事業が創設された。補助対象として、津波復興拠点整備計画の策定費の他、津波復興拠点のための公共施設等整備や用地取得造成費用等が認められた。



(3) まちづくり事業手法の選定

各市町の復興まちづくりは、前述した各まちづくり関連事業を単独に実施しているのみでなく、各市町の被災規模、地形、住民意向等を踏まえ、各事業を組み合わせ実施している事例が多い。以下に、具体的な事業選定の要点をとりまとめるとともに、代表的まちづくり事例を紹介する。

◆ 防災集団移転促進事業（危険なエリアから安全なエリアへの移転を促す）

分類	内容	代表的地区名
高台移転型	安全な高台を造成して移転するもの	・三陸地域の離半島部
内陸移転型	多重防御施設の陸側を造成して移転するもの	・岩沼市玉浦西、亶理町荒浜

◆ 被災市街地復興土地区画整理事業（公共施設と宅地を一体的・総合的に整備）

分類	内容	代表的地区名
集団移転先整備型	防災集団移転促進事業による移転先地を先行的に整備するもの	・東松島市野蒜北部丘陵 ・石巻市新蛇田、新渡波
現位置再建型	被災した現位置で宅地の嵩上げ等により市街地を再建するもの	・名取市関上 ・気仙沼市南気仙沼、鹿折、魚町・南町
集団移転元地整備型	防災集団移転促進事業の移転元地を非住居系土地利用で整備するもの	・東松島市大曲 ・石巻市上釜南部、下釜南部
複合型	上記を一体的に整備するもの	・女川町中心部 ・南三陸町志津川

◆ 津波復興拠点整備事業（津波からの防災性を高め、復興を先導する拠点の形成）

分類	内容	代表的地区名
住宅・公益施設整備型	住宅施設や公益施設等を一体的に整備するもの	・南三陸町志津川 ・山元町新山下駅周辺
業務用地整備型	地域復興に寄与する業務施設用地として整備するもの	・気仙沼市赤岩 ・多賀城市八幡

① 防災集団移転促進事業

a 高台移転

石巻市牡鹿半島以北の沿岸部の漁業集落等において、被災集落の背後の高台を造成して安全な居住地を確保するもの。

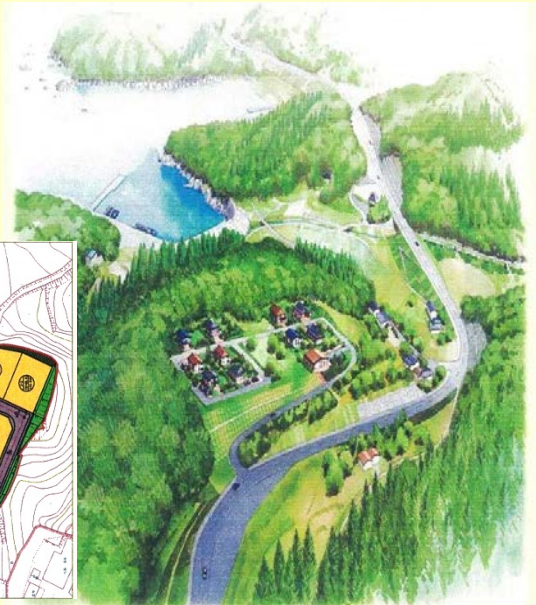
《代表的事例》南三陸町戸倉地区藤浜団地

まちづくりの方針

◆被災した漁業集落背後の安全な高台を造成して住宅地を確保する。当地区は、南三陸町初の団地として平成25年12月に完成した。



早期から被災世帯全員で高台移転を話し合い方針決定



b 内陸移転

石巻市中心市街地から南部の平野部に散在する農業集落等については、前述した嵩上げ道路等の多重防御施設を配した上で、その内陸側に安全な居住地を確保する。

《代表的事例》 岩沼市玉浦西地区

まちづくりの方針

- ◆ 6集落471戸(全壊)を1地区に集約移転し、コンパクトなまちを形成
- ◆ 新規住宅団地 20.7ha 約400戸(うち災害公営住宅 約220戸)
- ◆ 6集落の代表者等で構成されるまちづくり検討委員会をH24年6月に設立
- ◆ 月1~2回のペースでまちづくりの方針や画地割等について議論し、計画に反映
- ◆ 低層住宅を基本とし、緑豊かで、災害に強いまちづくりを目指す。
- ◆ 6集落毎にまとまったゾーニングとし、従来のコミュニティを維持しつつ、6集落の住民が集う新たなコミュニティを醸成していく。
- ◆ 団地内に子育て施設、福祉施設及び商業施設等を誘導し、子育て世帯から高齢世帯まで、誰もが暮らしやすい住宅団地を形成



岩沼市のまちづくり 玉浦西地区まちづくり検討委員会

- H23年8月7日 震災復興計画策定
- H23年3月30日 防集計画大臣同意
- H24年5月30日 住宅団地開発許可
- H24年6月11日 まちづくり検討委員会設立
- H24年8月5日 造成工事着工
- H25年中頃 道路等築造開始
- H25年12月 建築工事着工



- まちづくり検討委員会構成員
- ・委員長(学識経験者)
  - ・副委員長(学識経験者)
  - ・集落代表者3名×6集落 18名
  - ・新規住宅団地周辺住民代表 3名
  - ・アドバイザー(大学教授等) 3名



## ②被災市街地復興土地区画整理事業

## a 現位置再建

被災した現位置において、津波防災整地費を活用し宅地の嵩上げすることにより津波被害に対する安全性を高めた上で市街地を再建するもの。

《代表的事例》 名取市閑上地区

## まちづくりの方針

地区内の建物の大部分が流失する壊滅的な被害を受けたことから、土地区画整理事業により住宅地区を嵩上げし安全で災害に強い市街地整備を実現するもの。

- ◆ 中貞山運河の東側は非居住地とし、中貞山運河東側にあった住宅地については、嵩上げする中貞山運河西側の住宅地に移転(換地)する。
- ◆ その後、個別意向調査の結果を受け、土地区画整理事業区域を縮小(120ha→56.8ha)し、縮小した区域は、災害危険区域に設定し防災集団移転促進事業を導入
- ◆ 災害危険区域(非居住地)内で、再建意欲のある企業の用地及び防集事業により買い取りした市有地を集約した土地区画整理事業を実施(閑上東地区)

## 事業経過

H23.10	名取市震災復興計画策定
H24. 3	都市計画決定(土地区画整理事業区域の決定、道路・公園の変更)
H24.6 ～8	個別意向調査(1回目)事業計画の見直し着手
H25. 4	個別意向調査(2回目)
H25.8	個別面談結果を受けて、事業区域を見直し、防集事業と組み合わせた事業計画を策定
H25.9	防災集団移転促進事業計画大臣同意取得
H25.10	閑上地区事業計画認可時に意見書提出があり、県都市計画審議会で審議(3回)
H25.11	県から名取市長あて審議結果通知(意見書については不採択事業計画 認可)
H25.12	住民説明会
H26.1	土地の買い取り及び移転先等再調査
H26.6	移転元地買取開始
H26.10	閑上地区土地区画整理事業起工式
H28.7	閑上東地区事業計画認可
H29.6	閑上東地区土地区画整理事業起工式
R1.5.26	閑上地区まちびらき

## 《当初計画》



## 《変更計画》



b 移転先地整備

防災集団移転促進事業による移転先地を先行的に整備する手法として土地区画整理事業を活用するもの。事業スキームとしては、移転先用地を市町単独費（基金、起債等）若しくは、補助金（防災集団移転用地、災害公営住宅用地）で取得し、土地区画整理事業で公共施設等整備後に、補助金（単独費で取得した場合）で買い戻すもの。

特徴としては、防災集団移転促進事業よりも、土地利用計画上の自由度が高いため、大規模な団地造成に適用される場合が多いが、整備後に計画上の土地利用ができない場合には、用地先行取得費（単独費）の回収が困難となる。

《代表的事例》東松島市野蒜地区

**まちづくりの方針**

- ◆野蒜地区の津波被災者の移転先として、北部丘陵地に団地を整備する。団地内には、災害公営住宅用地、商業施設用地、厚生施設用地、福祉施設用地、道路などを整備する。
- ◆被災したJR仙石線もまちづくりに併せて丘陵地に移設する。

土地利用構想図





集団移転



大成・フンタ・佐藤・国際開発・エイト日技共同企業体HPより



着工前/2012年8月2日撮影





2014年4月15日撮影



c 移転元地整備

防災集団移転促進事業により移転した元地について、土地利用計画を宅地以外に変更した上で土地区画整理事業を活用し整備するもの。事業実施にあたっては、復興交付金を活用することとなるため、事業化は、土地利用フレーム（具体的立地企業等が想定）が概ね確保されることが前提となる。

《代表的事例》東松島市大曲浜地区

**まちづくりの方針**

- ◆被災前住宅地で会った大曲地区では、ほとんどが集団移転したため、移転した元地を工業地区に土地利用を変更した上で区画整理により整備する。
- ◆再建が急がれる企業用地については、効果促進事業を活用し、先行整備する。

土地利用構想図

先行整備地区

d 混合型整備

上記の3つの事業タイプを一事業として実施するもの。

《代表的事例》女川町中心部地区

**まちづくりの方針**

- ◆中心市街地は安全な高台を造成して住宅地、公共施設用地等を確保する。
- ◆水産加工施設等を港湾・漁港区域の背後地へ集約し産業復興を先導する。
- ◆JR石巻線女川駅周辺に町役場等公共公益施設、商業・業務施設を集約し、町立病院等と中心市街地を形成する。
- ◆住宅を早期に供給するため、安全な高さにある総合運動場等の町有地を活用する。

土地利用構想図

商業エリア

観光エリア

居住エリアは高台へ

被災後

# I 復興まちづくり計画の概要

## ③ 津波復興拠点整備事業

### a まちづくり型

安全な高台、内陸等に住宅地、商業・工業業務地、病院等の公益施設など新たな中心市街地を整備するもの。

《代表的事例》南三陸町志津川地区

**まちづくりの方針**

◆震災により市街地全域が甚大な被害を受け都市機能を失ったことから、拠点となる公共公益施設や住宅地を非浸水区域の高台に整備するとともに、低地部の旧市街地は、土地区画整理事業により、一定程度盛土した上で、産業・商業施設用地として整備する。

### b 施設整備型

津波来襲時に住民等が確保される施設を整備するもの。

《代表的事例》塩釜市港町地区

**まちづくりの方針**

◆本地区は、観光客等が多く訪れる地域であるため、マリゲート塩竈及び津波復興拠点支援施設を避難施設として整備する。

◆津波避難デッキには、津波来襲時に観光客等を安全に緊急避難させる機能や緊急避難した避難者を避難デッキにより安全に避難施設へ誘導する機能を持たせる。

◆被災後には、津波復興拠点支援施設に防災センターを設置して離島の被災状況の把握や離島への救援物資の輸送支援等を行い、離島の防災拠点として機能させる。

**H28.4.23 避難デッキ開通**

**計画平面図**

## (4) まちづくり事業の実施状況

現時点 (R3.1.31) における各市町のまちづくり事業の実施状況は、下記のとおり。

平成 31 年 1 月に、全地区引き渡し完了。(最終は女川町堀切山団地 平成 31 年 1 月)

## ① 防災集団移転促進事業 表 I -2-(4)-1

市町名	地区数	住宅団地		造成着手等 地区数	宅地引き渡し 地区数
		面積(ha)	住宅戸数(戸)		
気仙沼市	51	87.7	907	51	51
南三陸町	26	68.6	782	26	26
石巻市	56	151.0	1,464	56	56
女川町	22	39.5	298	22	22
東松島市	7	46.1	604	7	7
塩竈市	2	1.3	4	2	2
七ヶ浜町	5	17.4	194	5	5
仙台市	14	33.5	734	14	14
名取市	2	11.9	113	2	2
岩沼市	2	20.3	170	2	2
亶理町	5	12.6	200	5	5
山元町	3	21.3	166	3	3
計	195	511.2	5,636	195	195

## ② 被災市街地復興土地区画整理事業 表 I -2-(4)-2

市町名	地区名称	面積(ha)	都市計画 決定	事業認可 年月日(公告)	換地済(予定)	土地利用
気仙沼市	南気仙沼	32.5	H24.9.18	H25.3.29	R3.1.22	既成市街地(住宅・商業)
	鹿折	42.0	H24.9.18	H25.3.29	R2.1.10	既成市街地(住宅・産業・商業)
	魚町・南町	11.3	H25.4.8	H26.3.28	R3.3(予定)	既成市街地(商業・住宅)
	松崎片浜	4.8	H30.3.30	H31.1.8	R3.3(予定)	既成市街地(商業)
南三陸町	志津川	60.0	H24.9.18	H25.10.17	H31.3.6	既成市街地(産業・商業)
石巻市	新蛇田	46.5	H24.3.30	H24.7.24	H29.11.2	新市街地(住宅 ※防集団地)
	新渡波	17.8	H24.8.7	H24.12.28	H29.1.20	新市街地(住宅 ※防集団地)
	新渡波西	11.1	H24.11.27	H25.4.2	H29.1.20	新市街地(住宅 ※防集団地)
	新蛇田南	27.4	H25.2.19	H25.10.25	H30.8.24	新市街地(住宅 ※防集団地)
	あけぼの北	5.6	H25.2.19	H25.4.26	H28.5.20	新市街地(住宅 ※防集団地)
	新門脇	23.7	H25.2.19	H25.9.20	H31.1.25	既成市街地(住宅)
	湊東	29.6	H25.2.19	H25.9.20	R4.2(予定)	既成市街地(住宅)
	下釜第一	12.1	H25.3.29	H25.11.1	H30.10.26	既成市街地(住宅)
	湊北	14.8	H25.3.29	H25.9.20	R3.3(予定)	既成市街地(住宅)
	湊西	40.4	H25.6.21	H26.1.14	R3.8(予定)	既成市街地(産業)
	中央一丁目	1.5	H25.8.16	H26.1.14	H30.2.9	既成市街地(住宅・商業)
	新蛇田南第二	13.7	H25.10.22	H26.5.8	H30.8.24	新市街地(商業 ※防集関連)

## I 復興まちづくり計画の概要

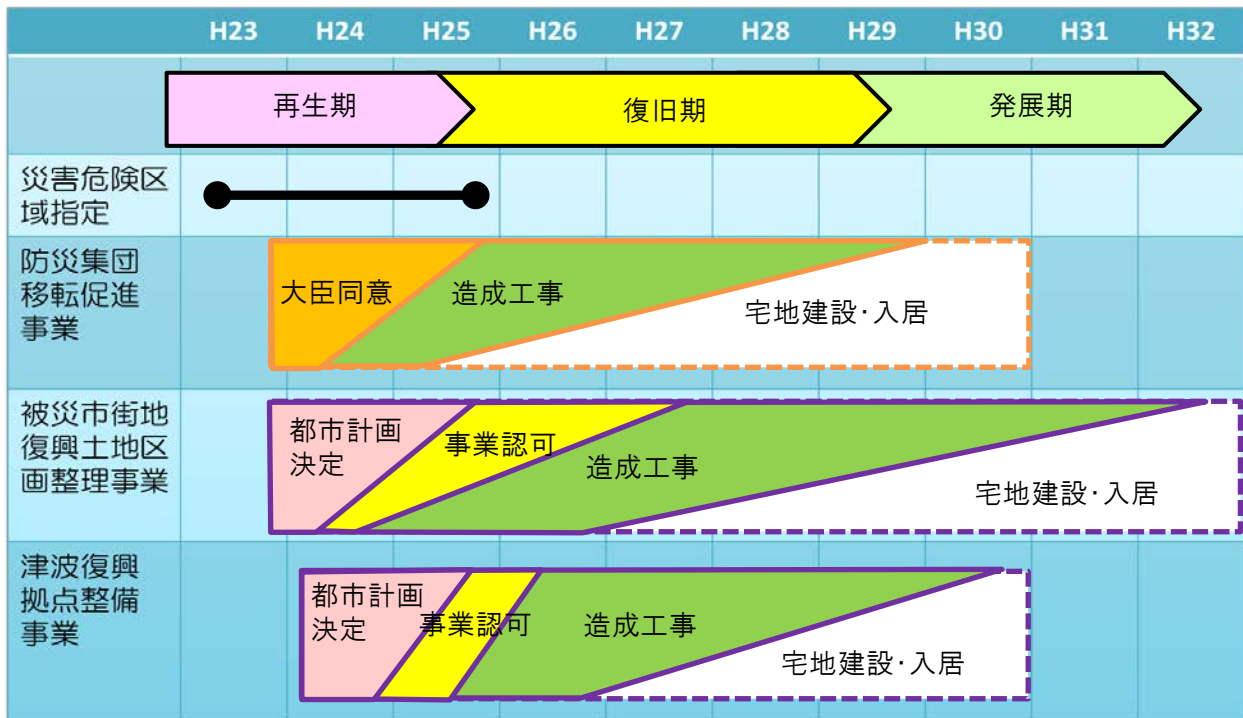
	上釜南部	37.6	H27.1.15	H27.3.27	R3.3(予定)	既成市街地(産業)
	下釜南部	25.4	H27.1.15	H27.3.27	R4.3(予定)	既成市街地(産業)
	中央二丁目	1.4	H28.3.1	H28.5.9	R4.2(予定)	既成市街地(商業)
女川町	中心部	218.7	H24.3.30	H24.9.11 H25.2.28	R1.12.27	既成市街地(住宅・産業・商業) +新市街地(住宅 防集団地)
東松島市	野蒜北部丘陵	91.5	H24.5.30	H24.9.27	H29.7.7	新市街地(住宅 ※防集団地)
	東矢本駅北	22.0	H24.8.7	H24.12.4	H28.4.15	新市街地(住宅 ※防集団地)
	大曲浜	51.2	H26.10.28	H27.2.3	R2.12.25	既成市街地(産業)
塩竈市	北浜	5.1	H24.11.12	H25.4.17	R3.2.19	既成市街地(住宅・産業)
	藤倉二丁目	1.0	H25.2.25	H25.7.17	H30.2.23	既成市街地(住宅)
七ヶ浜町	菖蒲田浜	4.1	H25.6.21	H25.12.26	H31.1.11	既成市街地(住宅)
	花淵浜	9.8	H25.6.21	H25.12.26	R2.6.19	既成市街地(住宅・産業・商業)
	代ヶ崎浜A	4.7	H25.6.21	H25.12.26	H31.1.11	既成市街地(住宅・産業・商業)
	代ヶ崎浜B	7.4	H25.6.21	H25.12.26	R2.10.16	既成市街地(住宅・産業・商業)
多賀城市	宮内	7.1	H25.10.25	H26.4.1	H30.2.27	既成市街地(住宅・産業)
仙台市	蒲生北部	92.1	H25.3.8	H26.4.1	R3年度(予定)	既成市街地(産業)
名取市	閑上	56.8	H24.3.30	H25.11.25	R3.4(予定)	既成市街地(住宅・産業・商業)
	閑上東	57.5	H24.3.30	H28.8.2	R3.4(予定)	既成市街地(産業)
岩沼市	西原	5.6	H27.3.10	H27.6.18	H29.11.17	既成市街地(産業)
計	35地区	1,093.8				

### ③ 津波復興拠点整備事業 表 I -2-(4)-3

市町名	地区名称	都市計画(当初)		事業計画(当初)		事業完了 (予定)	土地利用・施設等
		決定・変更	面積	認可	面積		
気仙沼市	赤岩港	H24.11.27	19.9	H25.3.28	19.9	R2.12.28	産業(水産加工), 公園
	朝日町	H27.3.31	5.8	H28.2.26	5.8	R2.7.31	産業(造船・燃油)
南三陸町	志津川東	H24.8.3	25.2	H25.3.28	19.8	H31.3.25	公共公益, 住宅, 災害公営住宅, 公園
	志津川中央	H24.9.18	16.3	H25.11.5	13.9	R2.3.31	公共公益, 住宅, 災害公営住宅, 公園
石巻市	石巻駅周辺	H26.8.26	3.0	H26.12.19	1.4	R2.3.30	公共公益
女川町	女川浜	H25.3.1	7.6	H25.3.22	2.4	H28.12.9	公共公益, 商業, 交通広場等
東松島市	野蒜北部丘陵	H26.11.7	3.3	H27.1.23	3.3	H29.3.24	公共公益施設
	東矢本駅北	H26.11.7	5.7	H27.1.23	5.7	H29.3.24	公共公益施設
塩竈市	港町	H25.9.11	3.2	H25.11.8	3.2	H30.3.30	避難施設等
多賀城市	八幡	H26.1.10	15.5	H26.3.28	15.5	R2.3.31	産業
山元町	新山下駅周辺	H24.11.27	37.4	H25.3.13	19.2	H30.3.9	公共公益, 住宅, 災害公営住宅, 小学校, 公園
	新坂元駅周辺	H24.11.27	9.8	H25.3.13	7.9	H30.3.9	公共公益, 住宅, 災害
計	12地区		152.7		118.0		

(5) まちづくり事業のスケジュール

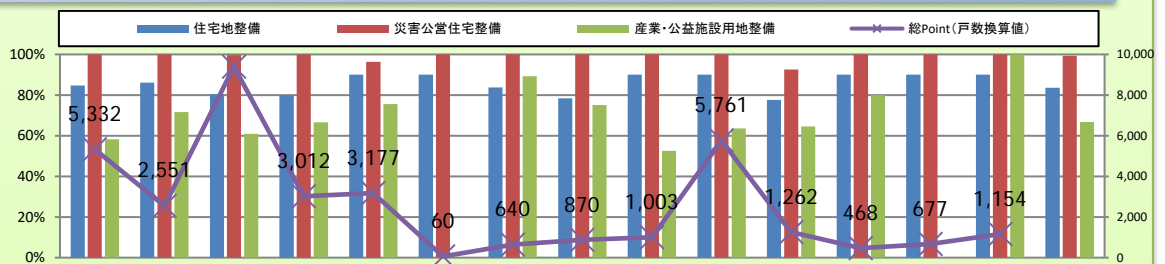
防災集団移転促進事業は、平成 30 年度末までに宅地の引き渡しが出来ました。土地区画整理事業は、大規模な事業地区が多いこと及び地区内権利者との調整に時間を要するため、事業期間が長期化する傾向がある。



【各市町のまちづくりの進捗状況の指標化】

県では、復興まちづくりの進捗状況を単に「着手」や「完了」だけでなく、事業の各段階をポイント化することにより、進捗状況を総合的に判断するため、平成 26 年 6 月から進捗状況の指標化を実施した。

・事業規模を Point 化  
 ①住宅地整備・災害公営住宅整備 point=整備計画宅地数(戸)又は整備計画戸数  
 ②産業・公益施設用地整備 point=(整備面積)×(25戸/ha) ※戸数換算値  
 総 Point=全地区の Point の合計 現 Point=(各地区別 Point×各地区別進捗)の合計  
 進捗率=(現 Point)÷(総 Point)



市町名	気仙沼市	南三陸町	石巻市	女川町	東松島市	松島町	塩竈市	七ヶ浜町	多賀城市	仙台市	名取市	岩沼市	亶理町	山元町	合計
住宅地整備	Point 1,735 進捗率 85%	Point 784 進捗率 86%	Point 2,626 進捗率 80%	Point 756 進捗率 80%	Point 605 進捗率 90%	Point 8 進捗率 90%	Point 101 進捗率 84%	Point 621 進捗率 78%	Point 83 進捗率 90%	Point 734 進捗率 90%	Point 311 進捗率 78%	Point 170 進捗率 90%	Point 200 進捗率 90%	Point 166 進捗率 90%	Point 8,900 進捗率 84%
災害公営住宅整備	Point 2,087 進捗率 100%	Point 738 進捗率 100%	Point 4,456 進捗率 100%	Point 859 進捗率 100%	Point 1,101 進捗率 96%	Point 52 進捗率 100%	Point 390 進捗率 100%	Point 212 進捗率 100%	Point 532 進捗率 100%	Point 3,179 進捗率 100%	Point 655 進捗率 93%	Point 210 進捗率 100%	Point 477 進捗率 100%	Point 490 進捗率 100%	Point 15,428 進捗率 99%
産業・公益施設用地整備	Point 1,510 進捗率 58%	Point 1,029 進捗率 72%	Point 2,323 進捗率 61%	Point 1,397 進捗率 67%	Point 1,471 進捗率 76%	Point 60 進捗率 99%	Point 149 進捗率 89%	Point 37 進捗率 75%	Point 388 進捗率 53%	Point 1,848 進捗率 64%	Point 296 進捗率 80%	Point 88 進捗率 80%	Point 90 進捗率 100%	Point 498 進捗率 100%	Point 11,032 進捗率 67%
総計	Point 5,332 進捗率 83%	Point 2,551 進捗率 84%	Point 9,405 進捗率 85%	Point 3,012 進捗率 79%	Point 3,177 進捗率 86%	Point 60 進捗率 99%	Point 640 進捗率 95%	Point 870 進捗率 83%	Point 1,003 進捗率 81%	Point 5,761 進捗率 87%	Point 1,262 進捗率 93%	Point 468 進捗率 93%	Point 677 進捗率 97%	Point 1,154 進捗率 99%	Point 35,270 進捗率 85%
	H30.3と比較 +2	+1	+2	+2	+1	+0	+1	+7	+0	+0	+0	+0	+0	+0	+1

(平成 30 年 12 月末時点)